



2025

2

「Dreamin'社労士事務所」

「株式会社ほけん夢工房」

事務所だより



モネ 「散歩、日傘をさす女性（1875）」

## ☪ MENU ☪

- メイン TOPICS 「 謹んで初春のお慶びを申し上げます 」
- 12月のTOP-TOPICS 「 2025年4月から 育児・介護休業法の改正ポイント 」
- 情報 TOPICS 「 毎日、記事のネタを探しております 12月の投稿内容 」
- 裁判例 「 育児介護休業にまつわる重要な判例・事例をご紹介します 」
- 事務所スタッフの近況ニュース 「 2025年はDX化を推進します 」
- いつかは行ってみたい世界遺産 「 古都アユタヤ（タイ） 」

●メイン TOPICS 「 謹んで初春のお慶びを申し上げます 」



平素は格別のご厚情にあずかり心より深謝申し上げます  
本年もより一層のご愛顧のほど賜りますよう  
どうかよろしくお願いいたします

令和七年元旦

# 謹賀新年

●12月のTOP-TOPICS 「 2025年4月から育児・介護休業法の改正ポイント 」

12月度で一番閲覧数が多かった記事は「[2025年4月～ 育児・介護休業法の改正ポイント](#)」でした。  
ここ最近では男性育休取得率に関することや介護に関する施策が多くなってきています。  
2025年4月からの施行という事で、Google のトピックスにも掲載され、一気に閲覧数が増えました。

●2025年4月からの施行

- ・子の看護休暇の見直し
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ・短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加
- ・育児のためのテレワーク導入
- ・育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ・介護休業を取得できる労働者の要件緩和
- ・介護離職防止のための雇用環境整備
- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ・介護のためのテレワーク導入

●2025年10月からの施行

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



●育児介護休業法の目的

| 育児休業                      | 介護休業 | 子の看護休暇・介護休暇 |
|---------------------------|------|-------------|
| ・所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定める |      |             |
| ・労働者等に対する支援措置を講ずる         |      |             |
| ・雇用の継続及び再就職の促進を図る         |      |             |

## ●情報 TOPICS 「毎日、記事のネタを探しております」12月の投稿内容」

・いつも事務所だよりをご覧いただきましてありがとうございます。

「事務所だより」は月に1回の発行ですが、最近は「Dreamin' 社労士事務所ホームページ」を土日以外ほぼ毎日更新させて頂いております。お役に立つ内容かはわかりませんが、ぜひ一度ご覧いただくと幸いです。今後も仕事のクオリティを上げられるよう日々研鑽して参ります。

【12月の内容】●【初調査】令和5年外国人雇用実態調査 Part2 ●【初調査】令和5年外国人雇用実態調査●2年ぶりに「子供の学習費調査」が公表されました●2024年の出生数は70万人を割り込む？ データで見る現状と課題●国宝（建造物）231件 都道府県別にまとめてみました●「グッドキャリア企業アワード」好事例集●民間企業の「女性経営者」「女性管理職」比率について●多様性の時代 政治家の属性を調べてみました●日本はギャンブル大国？カジノによる懸念事項●I R（Integrated Resort：統合型リゾート）について●日本とアメリカ 各省庁へのリンク集●赤ちゃんの名前 過去20年のトレンドとグローバルネーム●デジタルツインとメタバース 将来予測について●2025年4月1日から施行 育児・介護休業法の改正ポイント●社会保険労務士法の一部を改正する法律案について Part2●社会保険労務士法の一部を改正する法律案について●2024-2025 年末年始休業のお知らせ●VUCAからVANIの時代、そしてティール組織について Part2●VUCAからVANIの時代、そしてティール組織について●令和7年1月1日より、労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます●統計データの活用 弊所のマーケティング戦略●事務所だより 2025年「1月号」を発行いたしました

・Dreamin' 社労士事務所ホームページ <https://dreamin-sr.com>

・ネットでご覧いただいている場合は、各トピック（青文字・下線）にリンクを貼っておりますのでクリックして頂きますと該当ページに移動して頂けます。

## ●判例 「育児介護休業にまつわる重要な判例・事例をご紹介します」

年次有給休暇の要件：労働基準法第39条の年次有給休暇の発生要件は、雇入れの日から起算して6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤することで発生する

Q：育児・介護休業を取得した場合の出勤率の計算は？

A：育児・介護休業した期間については、これを「出勤したものとみなす」と規定されています。したがって、育児・介護休業を取得した期間は、実際には就労していなくとも、これを出勤したものとして取り扱う必要があります。

出勤率が90%以上の従業員を賞与支給対象者とする旨の就業規則条項の適用に関しその基礎とする出勤した日数に産前産後休業の日数等を「含めない」旨の定めが公序に反し無効とされた事例

[東朋学園事件](#) 最高裁判例 平成15年12月4日

●注意点：育児・介護休業期間中の賃金等について、有給・無給は会社の判断で自由に決められます。また、育児・介護休業期間中も、社会保険等の被保険者資格は継続されるので保険料の支払い義務はあります。ただし育児休業については届け出により本人負担・事業主負担とも保険料免除の優遇措置はありますが、介護休業にはそのような優遇措置はなく休業期間中も保険料の支払いが継続するので注意が必要です。

## ● 事務所スタッフの近況ニュース 「 2025年はDX化を推進します 」

- ・名画と世界遺産の写真ですが、商用利用可能の商材を購入しておりますのでご安心下さい。
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）というと解りづらいですが、目的としては「生産性や業務効率を向上させる」取り組みをバックアップ出来ればと考えています。近年は様々な業務を効率化するシステムが登場していますが、どれを使ったらいいか解らないという声をよくお聞きします。実際に運用されている企業の事例の集約、導入してから運用までのサポートを行える体制を整備して行きます。

## ● いつかは行ってみたい世界遺産 「 古都アユタヤ（タイ） 」



- ・世界遺産登録：1991年 分類：文化遺産 日本からバンコクまでは直行便で約6~7時間。14世紀~18世紀に栄えたタイ族のアユタヤ王朝は1767年にビルマ（現・ミャンマー）の攻撃を受けて滅亡し、建造物や仏像は徹底的に破壊されましたが、残された仏像や建造物が世界遺産として登録されています。


 損害保険・生命保険のことなら・・・


 社労士業務・公的保険のことなら・・・


株式会社  
ほけん 夢工房


 Dreamin' 社労士事務所


〒579-8022 東大阪市山手町 15-17-105

 072-970-6825

 06-6616-8150

 info @ h-yumekobo. co. jp

 info @ dreamin-sr. com

 <https://h-yumekobo. co. jp>

 <https://dreamin-sr. com>

